

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年10月18日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州(受)第2000387号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第2100060号

第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和54年11月1日から同年7月2日に訂正し、昭和54年7月から同年9月までの標準報酬月額を6万8,000円、昭和54年10月の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

昭和54年7月から同年10月までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和54年7月から同年10月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における昭和54年7月から同年9月までの標準報酬月額を6万8,000円から7万6,000円に訂正することが必要である。

昭和54年7月から同年9月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額6万8,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年7月2日から同年11月1日まで

昭和54年7月2日にA社に入社し、当時は、試用期間が3か月程あり、その後、正社員となっていたが、給与計算書を見ると、給与から厚生年金保険料が控除されている期間があるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者が提出した請求期間に係るA社の給与計算書並びに同社と合併したB社が提出した人事記録及び同社の回答により、請求者は請求期間においてA社に勤務していたと認められる。

また、前述の給与計算書及び請求者が提出したA社の給与支払明細票並びに請求期間当時において同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の回答及び陳述により、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、前述の給与計算書及び給与支払明細票により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、昭和54年7月から同年9月までの標準報酬月額については6万8,000円、

昭和 54 年 10 月の標準報酬月額については 7 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、昭和 54 年 7 月から同年 10 月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間のうち、昭和 54 年 7 月から同年 9 月までの期間については、前述の給与計算書により確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を上回っていることから、当該期間の標準報酬月額について、6 万 8,000 円から 7 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、前述の給与計算書によると、請求者は、訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額 6 万 8,000 円を除く。）に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたとは認められず、厚生年金特例法第 1 条第 1 項には該当しないことから、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額 6 万 8,000 円を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100131 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100016 号

第 1 結論

平成 21 年 5 月から平成 22 年 6 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 21 年 5 月から平成 22 年 6 月まで

平成 21 年 5 月から平成 22 年 7 月までの国民年金保険料が未納となっているが、その期間のうち、請求期間の保険料については、手元にある納付書が使えるうちに、A 郵便局で納付したと思う。

調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を A 郵便局において、手元にある納付書が使えるうちに納付した旨主張しているところ、株式会社ゆうちょ銀行は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付について、保存期間を過ぎているため納付状況は確認できない旨回答している。

また、請求者の住所地とする B 市は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付の有無及び請求者の基礎年金番号 (*) 以外の基礎年金番号については、確認できない旨並びに請求者の請求期間に係る課税に関する資料を保管していない旨回答しており、請求者は、母親から受け取ったお金か貯金していたお金により、請求期間の国民年金保険料を納付したと主張しているものの、請求者及び母親は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に関する資料を保管していない旨陳述している。

さらに、日本年金機構は、請求者の現在の基礎年金番号 (*) 以外の基礎年金番号の払出しはない旨回答している。

なお、オンライン記録によると、請求者は、請求期間後の平成 22 年 8 月から平成 24 年 9 月までの国民年金保険料を平成 24 年 9 月 4 日に納付していることが確認できるところ、当該納付日時点においては、時効により、請求期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと思料される。

このほか、請求者が請求期間について、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000396 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100061 号

第 1 結論

請求期間①及び②について、請求者の A 事業所（現在は、B 事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者の A 事業所における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成元年 2 月 9 日から同年 4 月 1 日まで
② 平成 2 年 4 月 2 日から同年 10 月 1 日まで
③ 平成 2 年 10 月 1 日から平成 3 年 4 月 1 日まで

平成元年 2 月 9 日から平成 2 年 3 月 31 日まで及び同年 4 月 2 日から平成 4 年 5 月 10 日まで C 職として A 事業所で勤務したが、非常勤職員として勤務した平成元年 4 月 1 日から平成 2 年 3 月 31 日までと同年 10 月 1 日から平成 4 年 5 月 10 日までの期間の厚生年金保険の記録はあるが、臨時職員として勤務した請求期間①及び②の厚生年金保険の記録がない。

請求期間③については、標準報酬月額が前後の期間より低い記録となっている。

臨時職員として勤務していた請求期間①及び②については、厚生年金保険の被保険者期間として認め、非常勤職員として勤務していた請求期間③については、標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間①及び②については、請求者の B 事業所に係る雇用保険被保険者記録によると、請求者は、平成元年 2 月 9 日に被保険者資格を取得し、平成 4 年 5 月 10 日に離職していることが確認できる。請求者及び B 事業所が提出した請求者に係る在職証明書によると、請求者は、平成元年 2 月 9 日から同年 3 月 31 日までの期間及び平成 2 年 4 月 2 日から同年 9 月 30 日までの期間において、A 事業所に臨時職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 事業所を管理している D が提出した請求者に係る 3 枚の「臨時職員雇用（更新）伺」によると、請求期間①及び②において、請求者の A 事業所に係る雇用予定期間の記載は確認できるものの、勤務時間等の記載はない。

また、請求期間当時に A 事業所を管理していた E は、請求者の請求期間①及び②に係る資料の保管はない旨回答しており、B 事業所及び D は、いずれも前述の資料以外に、請求者の請求期間①及び②における勤務実態に係る資料の保管はない旨回答していることから、請求者が厚生年金保険被保険者に該当する勤務実態であったか否かを確認することができない。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

2 請求期間③については、Dが提出した請求者に係る平成2年9月25日起案の「非常勤嘱託職員の委嘱について（伺）」によると、「辞令案（118,900円）」及び「平成2年10月1日から平成3年3月31日まで」と記載があることが確認でき、当該額に見合う標準報酬月額、請求者のオンライン記録の標準報酬月額（11万8,000円）と一致している。

また、E及びB事業所は、請求者の請求期間③における報酬月額に係る資料の保管はない旨回答しており、Dは、前述の資料以外に、当該期間に係る資料の保管はない旨回答している上、請求者自身も、請求期間③当時の報酬月額が分かる資料を所持していないことから、請求者が請求期間③において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る標準報酬月額に見合う給与を事業主から支払われていたことについて確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間③に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間③において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。